

2) 適正な表示の確保

①関係法令に基づく食品表示の監視指導

現状と課題

- 食品の表示は、消費者が安心して食品を選択するために必要な情報源となっており、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、食品衛生法、健康増進法、薬事法、計量法などの関連法令に基づき、食品関連事業者に対して指導を行っています。
- 昨今の健康ブームによって、医薬品成分を含有したり、医薬品のような効果効能を標榜する無承認無認可医薬品に該当する食品が見受けられます。全国的にみると、これらの製品の摂取による健康被害事例が発生する事例もあり、県民に対し健康食品の正しい知識を普及していくとともに、事業者に対する指導を徹底する必要があります。
- 米穀事業者に対し、米や米加工品の譲受け、譲渡しなどに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が、平成23年7月から完全施行され、県内全事業者への制度の普及啓発が重要になっています。
- 表示に関する各法の所管が、複数の担当課にわたっているため、関係部局が連携を深め、製造・販売事業者などに対する効果的な点検や指導を行うことにより、食品表示の適正化を推進し、消費者の食品に対する安心・信頼を高めていく必要があります。

取組の方向

- ① 食品表示に関する関係部局や関係機関と連携し、製造・販売事業者等に対するモニタリング調査などを通じて、表示に対する点検・指導を実施します。
- ② 監視指導の結果、製造・販売事業者等が関係法令の理解を深め、適正な食品表示ができるよう必要に応じ、食品表示研修会などを実施します。
- ③ 消費者グループなどからの推薦や一般公募を通じて「食品表示ウォッチャー」に委嘱し、消費者の日常の購買行動を活用したモニタリングと、不適正な食品表示に関する情報収集を通じて、食品表示適正化を推進します。（地域農業推進課）
- ④ 販売する食品に、健康の保持増進効果などに関して虚偽誇大などの不当な表示や広告を行う者に対して、適正な表示を行うよう指導します。（食品・衛生課、県民生活・男女共同参画課、医事薬務課、高知市保健所）
- ⑤ 米トレーサビリティ法の対象事業者に対し、巡回指導や研修会などを通じて適正な記録の作成・保存及び産地情報の伝達について指導します。（地域農業推進課）

数値目標

項目	現状値(平成22年度)	目標値(平成28年度)
食品衛生監視指導計画の監視指導達成率	100%	100%
関係機関による合同の食品表示監視指導	8回	10回
食品表示ウォッチャーの数	20名	20名

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、合併・流通支援課、県民生活・男女共同参画課、医事薬務課

【食品表示に関する法律】

法律名	表示の目的	表示の対象	主な表示事項
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生を防止する。	公衆衛生上の見知から表示が必要な容器包装に入れられた食品及び食品添加物	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、食品添加物、消費期限又は賞味期限、保存方法、製造業者氏名と製造所在地 ・遺伝子組換え食品、アレルギー食品、保健機能食品に関する事項
JAS法	品質に関する適正表示を行わせることによって一般消費者の商品選択に資する。	一般消費者向けに販売される全ての飲食物品	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、原材料名、内容量、消費期限又は賞味期限、保存方法、原産地、製造業者（販売者）の氏名と住所等 ・遺伝子組換え食品、有機食品に関する事項
健康増進法	栄養の改善や健康の保持増進に役立てる。	容器包装に栄養表示成分、熱量に関する表示をしている全ての加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分、熱量 ・保健機能食品に関すること
	健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告等を禁止する。	食品の広告にあたるものすべて	——
景品表示法	一般消費者を不当に誘引し一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する不当表示を規制する。	商品、容器の包装、チラシ、パンフレットなど商品の情報を表示しているもの	——
計量法	計量の基準を定めて正確な計量の実施を確保する。	内容量の表示が必要な容器包装食品	<ul style="list-style-type: none"> ・内容量、詰め込み者（販売者）の氏名又は名称及び住所
米トレーサビリティ法	米穀等の適正流通の確保及び一般消費者への産地情報の伝達	一般消費者向けに販売・提供される米及び米加工品	産地（米加工品は原材料である米の産地）

表示の例

名称	クッキー	JAS法、食品衛生法
原材料名	小麦粉、砂糖、バター、 卵、チョコチップ、脱脂粉乳、 ラム酒、膨張剤	JAS法、食品衛生法(アレルギー物質の表示)
内容量	16枚	計量法、JAS法
賞味期限	12.03.15	JAS法、食品衛生法
保存方法	直射日光を避け、常温で保存して下さい	
製造者	(株)〇〇本舗 高知県△市××町1-1-1	JAS法、食品衛生法

栄養成分100gあたり	
エネルギー	〇〇 kcal
たんぱく質	〇.〇 g
脂質	〇.〇 g
炭水化物	〇.〇 g
ナトリウム	〇〇 mg

健康増進法

②食品の表示に関する普及啓発

現状と課題

- 食品は、消費者の健康と生命にかかわる商品です。その表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であり、わかりやすく正しいものである必要があります。
しかしながら、不適正な表示に係る問題が後を断たない現状があります。適正な食品表示を推進することは、消費者の食品に対する信頼を高めるうえでも、重要な課題となっています。
- 表示をする事業者は、表示に関する全ての法令を正しく理解し、法令を遵守した適正な表示をする必要がありますが、関連法令が多岐にわたっていることや、頻繁に制度が改正されることから、適正表示が出来ていないケースがあります。
- 食品の適正な表示について、担当部局毎の普及啓発のほか、部局間や関係機関との連携した取組が必要です。

取組の方向

- ① 消費者が安心して食品を購入できるように、食品表示関係部局及び関係機関、関連事業者、消費者団体と連携しながら適正な食品表示を推進します。
- ② 食品表示に対する正しい理解を深め、適正な食品表示を普及啓発するため、直販所等も含めた食品販売事業者を対象とする説明会・セミナー等を実施し、適正な表示に関する普及啓発を図ります。
(地域農業推進課、畜産振興課、合併・流通支援課、地産地消・外商課)
- ③ 「食品表示ウォッチャー」に対する研修会を実施し、食品表示制度の理解促進と、表示の適正化について県民と協働して取り組みます。
(地域農業推進課)
- ④ 健康づくりに役立つための栄養表示の活用方法や保健機能食品の正しい利用方法等について、消費者への普及啓発を図ります。
(食品・衛生課、高知市保健所)
- ⑤ 健康の保持増進効果等を標榜する食品について、消費者が適切に判断できるように情報提供します。
(食品・衛生課、高知市保健所)

数値目標

項目	現状値(平成22年度)	目標値(平成28年度)
関係機関による合同の食品表示研修会	7回	6回以上を目標に 継続実施
食品衛生講習会開催時における表示に関する普及啓発	387回	330回以上を目標に 継続実施

【担当課】食品・衛生課、高知市保健所、地域農業推進課、畜産振興課、合併・流通支援課、
県民生活・男女共同参画課、医事業務課

3) 認証制度の推進

【農産物及び生産者の取組】

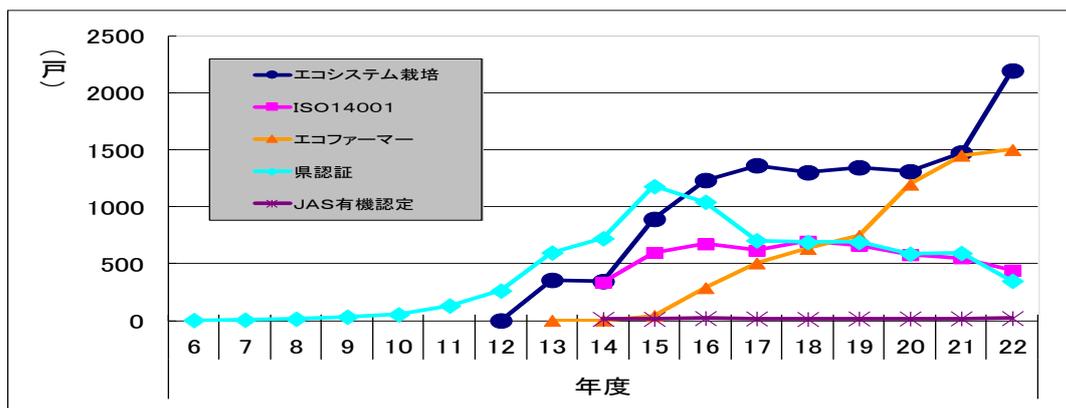
現状と課題

- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬などによる栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負荷を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物などを供給するため、様々な認証制度の取得を支援しています。
- 平成 15 年度までは、高知県無農薬・減農薬栽培農産物認証（県認証）を受けた農産物の栽培面積は増加傾向にありましたが、特別栽培農産物に係る国の新ガイドラインによる表示への移行（平成 16 年）や、団体のエコシステム栽培の普及拡大などの結果、多種多様な認証制度や表示に対して、基準や品質の違いがわかりにくいという意見が多くなりました。そこで、県認証制度は平成 23 年 3 月をもって廃止し、認証制度の整理を図りました。
- 国の新ガイドラインによる表示や、エコファーマー、エコシステム栽培などの認定制度は、定着しつつあります。
- 有機 JAS 認証制度については、平成 17 年度までは、県が登録認定機関として認定業務を実施し、有機農業の普及に取組んで来ましたが、平成 18 年 11 月には、県内において有機農業の普及・啓発活動を行う NPO 法人が、JAS 法に基づく登録認定機関として国に登録され、有機農産物などの認定業務を実施しています。

取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農作物などの供給を図るため、特別栽培農産物に係る新ガイドラインによる表示や、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。

【各認証制度による認証農家数の推移】



数値目標

項目	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 28 年度)
園芸連主要品目におけるエコシステム栽培登録農家戸数	(平成 22 園芸年度) 1,474 戸	(平成 26 園芸年度) 3,720 戸

※園芸年度：当該年の前年 8 月～当該年 7 月

※エコシステム栽培審査登録は高知県園芸連が実施しており、平成 26 園芸年度の目標値まで設定している。

【担当課】 環境農業推進課

【主な認証制度】

認証制度名	認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示												
有機食品の検査認証制度 (有機JAS)	登録認定機関 (NPO法人 高知県有機農業認証協会)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、たい肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物や、それらを使った加工食品を認定。 対象業種：農業者、加工業者	 認定機関名												
エコファーマー (持続性の高い農業生産方式導入計画認定農業者)	県	持続性の高い農業生産方式(たい肥等による土づくりと化学肥料、農薬使用の低減を一体的に行う生産方式)を導入するため「導入計画」を策定した農業者を知事が認定。 対象業種：農業者	エコファーマーマークは、エコファーマーの認知度の向上と普及・拡大の役割を一定程度果たしたことや、マークの適正な使用確保の観点から、平成23年3月末をもって利用が停止されました。												
エコシステム栽培審査登録	高知県園芸連	化学合成農薬の使用だけに頼らず生態系や生産物への影響を小さくする、人や環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術を取り入れた栽培管理の基準を設けて審査し登録。「エコシステム栽培」さらにそれを進めた「特別栽培農産物」の審査・登録があります。 対象業種：農業者													
特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	栽培責任者及び確認責任者	その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べ、化学合成農薬のうち節減対象となる農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量が5割以下で栽培された農産物を国の表示ガイドラインに基づいて特別栽培農産物として表示。 対象業種：農業者	<div data-bbox="1157 1220 1388 1512"> <p>農林水産省新ガイドラインによる表示</p> <p>特別栽培農産物 節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料(窒素成分)：当地比5割減 栽培責任者 ○○○○ 住 所 ○○県○○町△△ 連絡先 TEL○○○-○○○ 確認責任者 △△△△ 住 所 ○○県○○町◇◇ 連絡先 TEL○○○-▽▽</p> </div> <div data-bbox="1157 1545 1388 1814"> <p>農林水産省新ガイドラインによる表示</p> <p>特別栽培農産物 節減対象農薬：○○地域比7割減 化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 住 所 ○○県○○町△△ 連絡先 TEL○○○-○○○ 確認責任者 △△△△ 住 所 ○○県○○町◇◇ 連絡先 TEL○○○-▽▽</p> </div> <div data-bbox="1157 1825 1388 1993"> <p>節減対象農薬の使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用資材名</th> <th>用途</th> <th>使用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○</td> <td>殺菌</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>□□□</td> <td>殺虫</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>△△△</td> <td>除草</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> </div>	使用資材名	用途	使用回数	○○○	殺菌	1回	□□□	殺虫	2回	△△△	除草	1回
使用資材名	用途	使用回数													
○○○	殺菌	1回													
□□□	殺虫	2回													
△△△	除草	1回													

【加工食品及び食品関連施設】

◆ 高知県食品衛生管理認証制度

現状と課題

- 県は、HACCPの考え方に基づく自主衛生管理の取組の促進を図るため、県が定める認証基準に適合する県内食品関連施設を認証しています。
- 認証施設数の増加と認証制度の普及を図り、消費者が安心して食品を選択する目安となるように促進していくことが重要です。
- 平成15年度に創設した制度で、平成22年度末現在で11施設を認証しましたが、認証施設の増加のさらなる加速化が求められます。そのために平成22年度以降、一般衛生管理から「認証制度」へのレベルアップを図ることを目的に高知県独自の自主衛生管理の手法である「高度衛生管理手法」を推進していますが、平成23年度、新たに「高知県食品高度衛生管理手法認定要綱」を作成しましたので、平成24年度からは更に推進していきます。

取組の方向

- ① 認証制度普及冊子やリーフレットなどにより食品関連事業者へ制度の普及を図り、認証施設を増やします。
- ② 認証を希望する事業者のニーズを受け、新たな業種についても認証基準を作成します。
- ③ 産業振興の部署と連携を図りながら取組んでいきます。
- ④ 平成23年度、高度衛生管理手法の推進を加速化することを目的に要綱を作成しました。認定施設については、業種、規模等に応じ管理認証への取得につなげていきます。

数値目標

項 目	現状値(平成22年度)	目標値(平成28年度)
食品衛生管理認証制度認証施設数	11 施設	23 施設

【認証制度・認定制度】

制度名とマーク	認証・認定機関	制度の内容、対象業種等
高知県食品衛生管理認証制度 	県	HACCPの考え方を取り入れた県独自の衛生管理基準に適合する食品関連施設を認証する制度。 〈対象業種〉 魚肉ねり製品製造業、鰹のたたき製造業、清涼飲料水製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、しょうが加工品製造業、給食施設、飲食店営業(旅館・ホテル)、そうざい製造業、ゆず搾汁業、飲食店営業(仕出し・弁当)、鮮魚介類加工業(フィレ等)、ソース類製造業 (平成23年10月31日現在)
高知県食品高度衛生管理手法認定制度 マーク：なし	県	自主的な衛生管理手法に取り組み、一定の水準以上にあると判断される県内の食品取扱施設を認定する制度。 〈対象業種〉 県内にある食品取扱施設

【担当課】 食品・衛生課、地産地消・外商課

4) 県民からの相談等による立入調査

現状と課題

- 県内の各保健所及び消費生活センターでは、食品の相談窓口として食品の安全性や品質に関する相談などが数多く寄せられています。
- 食品の表示などに関する不適切な事例が散見されるなか、該当事例には情報の提供により調査を行い、適正な表示の指導をしていくことが必要です。
- 食品に起因する健康被害の発生防止や拡大を防ぐために、有用な情報をいち早く収集し、迅速な対応を行うことが求められます。
- 県民からの相談等には、相談者の「安心」につながる対応が求められます。

取組の方向

- ① 食の安全・安心に関する担当主管課及び出先機関の一般相談窓口を通じて、食品に関する相談や情報の提供を受付けます。
- ② 県民から食の安全・安心の確保が損なわれる事態に関する相談や情報の提供があった場合は、内容に応じて関係法令や条例に基づき、速やかに必要な措置を講じます。
- ③ 高知県食の安全・安心推進条例を施行するに当たり、必要な場合は食品関連事業者への立入調査を行います。
- ④ 県民からの相談に対する措置や立入調査を実施するに当たっては、必要に応じて関係部局や関係団体などが連携・協力して効果的で適切な対応を行います。
- ⑤ 危害情報などの提供に対し、迅速に必要な措置を講じます。

【担当課】 食品・衛生課、環境農業推進課、地域農業推進課、畜産振興課、漁業振興課、合併流通支援課、高知市保健所